

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

○ 港湾施設の指定の一部改正

（県例規集登載）

港湾課

○ 公金事務の委託

子ども未来課

○ 保安林の指定の解除

治山課

【公 告】

○ 大規模小売店舗の廃止の届出

経営支援課

○ 基本測量の終了

監理課

○ 公共測量の実施

〃

〃

〃

○ 公共測量の終了

〃

○ 道路の位置の指定

建築指導課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工

〃

の完了

【選挙管理委員会】

○ 政治活動のために寄附を受け、又は支出

選挙管理委員会

をすることができなくなった政治団体

【正 誤】

○ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条

総務学事課

例の正誤

（県例規集登載）

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百七十二号

昭和四十二年岡山県告示第八百十九号（港湾施設の指定）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年五月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表岡山港の項中「一、〇一二・五平方メートル」を「七五〇・〇平方メートル」に改める。

◎岡山県告示第二百七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年五月二十二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

社会福祉法人日本保育協会

東京都千代田区麹町一丁目六番地二

二 指定をした日

令和八年四月一日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例（令和五年岡山県条例第十一号）に基づく

保育士又は地域限定保育士の登録の申請に対する審査及び保育士登録証又は地域限定

保育士登録証の書換え交付又は再交付に係る手数料

四 委託をした日

令和八年四月一日

五 公金事務を取り扱う期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

◎岡山県告示第二百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和八年五月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

浅口郡里庄町大字浜中字笹山一二五四の一・一二六〇の一・一二六一の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び里庄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〔二二二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。
令和八年五月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 三井造船生活協同組合
住所 玉野市玉二丁目五―五
代表者の氏名 理事長 岩松 安則
- 二 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 三井造船生活協同組合 田井店
所在地 玉野市田井三丁目一三番四一号
廃止年月日
令和八年三月二十三日
- 三 届出年月日
令和八年五月七日

(二一三) 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。
令和八年五月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

井原市、高梁市及び新見市	測量区域
基本測量(空中写真撮影)	測量の種類
令和八年三月三十一日	終了年月日

〔二一四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年五月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市二日市地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和八年五月十三日から同年八月三十一日まで	測量期間

〔二一五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年五月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市東区下阿知 地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量）	測量の種類
令和八年五月十一日から同 年九月三十日まで	測量期間

〔二一六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年五月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

井原市芳井町上嶋 地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和八年四月二十三日から 同年十一月十三日まで	測量期間

〔二一七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年五月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

勝田郡勝央町下町 川地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和八年二月六日	終了年月日

〔二一八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 番 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第五〇号 令和八年五月十四 日	井原市七日市町字町田八二五番九	五・〇〇	七一・五〇

〔二一九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年五月二十二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市黒尾字砂引五二番九、六〇番八、六〇番九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野一四〇二番地二〇ヴェルデ井尻野A一〇一

糸島 茂

糸島 優紀

三 許可年月日及び許可番号

令和八年二月三日岡山県指令建指第二六七号

◎岡山県選管告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和八年五月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をするこ
とができなくなった政治団体は、次のとおりである。

令和八年五月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

主たる事務所の所在地

浅口市金光町占見一五三四―一

瀬戸内市長船町土師八〇九

加賀郡吉備中央町吉川四七九一

倉敷市児島味野一―七―九

和气郡和气町衣笠八六二―四

瀬戸内市長船町土師八〇九

笠岡市神島四一四〇―一

高梁市中原町一四二〇

倉敷市福田町古新田一二二五―八

井原市上出部町三〇二―一

赤磐市山陽五一二―一二

総社市美袋一六二九―一

岡山市東区金田一六〇〇

瀬戸内市長船町土師八一―一

瀬戸内市長船町土師八〇九

代表者氏名

会計責任者氏名

浅川 忠

浅川 綾乃

山本 秀一

江川 桂子

石井 寿富

武内 裕操

吉田 裕紀

吉田 裕紀

今西 通好

今西 宏康

山本 秀一

高原 宣隆

塚口 可愛

塚口 可愛

石部 誠

難波 英夫

杉山 信義

杉山 信義

久安 雅博

三輪 洋子

保田 守

保田 奈津子

難波 まさ子

山口 義雄

山崎 一雄

山田 恵子

高原 宣隆

山本 善雅

山本 秀一

山本 善雅

政治団体の名称

あさかわ昭彦後援会

新しい風をおこす会

石井すみとみ後援会

伊東ゆうき後援会

今西ひろやす後援会

コスモスの会

つかぐち可愛後援会

日本共産党藤岡よしゆき後援会

三宅誠志後援会

みわ順治後援会

保田守後援会

山口ひさ子を励ます会

山田まさゆき後援会

山本秀一後援会

よみがえれ県政の会

〔六〕令和八年三月二十四日付け（号外）公布食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（岡山県条例第二十七号）に誤りがあった。

二・六	頁・行
場合」を「場合	誤
する場合」を「する場合	正